

別紙2 リスク分担表（案）

1. 共通

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		市	運営権者	
事業移管	実施契約上の本事業開始日に本事業を開始できなかったことで、事業開始に係る準備費用の損失が発生	市が、実施契約上の開始条件を充足できなかつた	○	・市帰責のため、市及び運営権者に生じた損害は市が負担。
		運営権者が、実施契約上の開始条件を充足できなかつた	○	・運営権者帰責のため、市及び運営権者に生じた損害は運営権者が負担。
		不可抗力等、双方に帰責性のない事象に起因	○	・双方に帰責性のない場合は双方に生じた損害を各自が負担するとの考え方により、運営権者に生じた損害は運営権者が負担。
不可抗力※ ※自然災害、人為的事象（テロ、戦争、暴動等）、放射能汚染等正常な事業の実施を妨げるもの（通常予見可能なものを除く）	不可抗力により、運営権者施工中の配水管が損傷		○	・配水管更新工事の施工に係るリスクであり、運営権者が負担。
	不可抗力により損傷した既設配水管に係る修繕等の復旧		○	・運営権者は附帯事業として業務を実施し、市が費用を負担。 ・国庫補助又は交付金の要件に該当する場合は、市より申請。（運営権者は申請手続きに協力）
	不可抗力により損傷した既設配水管の状況を踏まえた、市の指示に基づく当該路線及び類似路線の早期更新の実施		○	・運営権者は、特定事業として、配水管更新計画を変更し、市の指定する損傷路線及びその類似路線の更新を前倒しして実施。
	上記の早期更新実施による運営権者の事業費の増加		○	・配水管更新計画変更前後の事業費の差額を市が負担。
法令変更	公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令・通知等の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの		○	・運営権者のみに不当な影響を及ぼすため、当該リスクを回避するためには、運営権事業自体を取りやめるほかなく、当該リスクを最もよく管理できる市が負担。
	上記以外で水道法をはじめとする水道事業等に直接関係する法令・通知等の変更		○	・水道法上の責任を負う事業者に等しく適用されるため、運営権者が負担。
	水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の変更		○	・全ての事業者に等しく適用されるため、運営権者が負担。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		市	運営権者	
税制変更	公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される税制の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの	○		・法令変更と同様の考え方による。 ・水道施設の所有者である市が負担。
	上記以外で水道事業等に直接関係する税制の変更 (例) 水道施設利用料金にかかる消費税率の変更		○	
	水道事業等のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入		○	
	水道施設に係る固定資産税の変更	○		
第三者損害 (施設(附属設備を含む。以下本表において同じ。)の	要求水準に従って本事業を実施しても避けることのできない第三者損害 (例) 騒音・悪臭・振動・電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟		○	・本事業は運営権者が事業者としての責任を負って実施するものであるため、本事業によって生じた第三者損害に対する責任を負担。
	運営権者による更新後の配水管に係る近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害	運営権者による更新後の配水管の存在そのものによる場合	○	・配水管の布設位置等は運営権者が決定するものであり、本事業で設置した配水管の布設位置等の問題で第三者に損害を及ぼした場合は運営権者が負担。
損傷・瑕疵に起因するものを除く)	者損害	上記を除く場合(運転管理、維持保全業務等)	○	・運転管理や維持保全業務は市の業務であり、市が負担。
		上記を除き、運営権者が建設した施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害	○	・運営権者の実施した業務、事業に起因する第三者損害は運営権者が負担。
	運営権者が行う配水管更新工事に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による工事の中断、遅延、施設の物理的損傷、事業期間の変更等		○	・運営権者の実施した業務に起因する第三者損害は運営権者が負担。
	運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体・財産に損害を及ぼす上記以外の不法行為		○	・運営権者の実施した業務に起因する第三者損害は運営権者が負担。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		市	運営権者	
住民との関係	本事業を運営権者が実施するという事実により避けることのできない反対運動や訴訟等	○		・当該リスクを回避するためには、本事業 자체を取りやめるほかなく、当該リスクを最もよく管理できる市が負担。
	運営権者の提供するサービス内容に起因して発生する反対運動や訴訟等		○	・運営権者の実施した業務、事業に起因するため、運営権者が負担。
水需要の変動	人口減少・節水による水需要の減少に起因する利用料金収入の減少	○		・本運営事業の性質上、運営権者は、水需要の変動に対して影響力を持ちえないことから、水需要の減少リスクは、市が利用料金按分率を補正する等により必要額を担保。ただし、想定を大幅に超える水需要減少の場合は、市は、配水管更新計画の変更の承認又は要求水準上の更新事業量の見直しにより負担することがある。
事業費変動	各種リスクの発生による全体事業費の増加	通常想定される範囲	○	・通常想定される（実施契約において定めた範囲内の）事業費の増加は運営権者が負担。
		運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価される範囲	○	・実施契約で定めた範囲を超えた場合は、市は定期レビュー又は臨時協議を実施し、利用料金按分率を補正する等必要な措置を講じることにより負担。
金利・為替変動	金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加			※事業費変動リスク参照。（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。）
物価変動	物価変動によるコストの増加			※事業費変動リスク参照。（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。）
許認可	事業実施のために必要な許認可の遅れや取得できなかつことによる事業内容の変更	市に帰責性がある場合		※事業費変動リスク参照。（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。） ・道路管理者による道路占用許可で、市の調整が遅延した場合等が想定される。
		運営権者に帰責性がある場合	○	・警察による道路使用許可の遅延等が想定される。
資金調達	運営権者による資金調達の失敗		○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		市	運営権者	
計画・設計・仕様変更	市の要請、他事業との調整等に応えるための事業計画の変更等に起因する工事の遅延、追加工事、事業内容の追加等による費用の増加	事業内容の変更等、市の事情による場合 道路管理者等の施設管理者の指示や他事業との調整等、配水管更新事業にあたって想定される事象による場合	○ ○	・市が一度承認した計画について、市の事情により変更することで事業費が増加した場合は市が負担。 ・道路管理者の指示による計画変更等、本事業執行にあたって計画変更が通常予測されるものについては、運営権者が負担。
	不可抗力に起因する工事の遅延、追加工事、事業内容の追加等による費用の増加	※事業費変動リスク参照（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。）		
	取水から給水までの間で水量・水圧・水質異常が発生	本事業に起因する場合 上記を除く場合	○ ○	・運営権者の実施した業務に起因するため、運営権者が負担。 ・水量・水圧・水質の管理は市の業務であるため、原則として市が負担。
業務の一時的不能	市内一円で全ての配水管更新が一時的に不能	市の帰責によるもの (市の維持保全業務に起因した対応等) 上記を除く場合 (例)再委託業者との調整ミス、他埋設物管理者の維持保全上の事故	○ ○	・市帰責のため市が負担。 ・市の事由によらない場合は、配水管更新事業実施にあたって通常想定されるリスクとして運営権者が負担。
料金不払	料金不払いによる減収		○	・利用料金債権は運営権者に帰属するため、運営権者が負担。

2. 更新

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		市	運営権者	
測量・調査	環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）に定める環境アセスメントの対象となった場合等		○	・配水管更新事業実施に伴う法令上の義務であり、運営権者がリスクを負担。
	地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加	※事業費変動リスク参照（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。）		
施工に使用する施設の損傷・瑕疵	管路更新に伴う断通水作業等に使用する制水弁、排水栓、空気弁等が損傷	運営権者の作業により損傷	○	
	市が修繕予定のもの（市が把握している損傷情報は、運営権者に情報を開示）	市が修繕予定のもの（市が把握している損傷情報は、運営権者に情報を開示）	○	・市が維持保全業務の一環として施設・設備の損傷を把握しているものは市が負担。
		市が修繕予定のもの以外	○	・市が修繕予定のもの以外は、本運営事業実施にあたって通常想定されるリスクとして運営権者が負担。
更新後の配水管の瑕疵	運営権者による更新後の配水管の損傷、漏水、濁水等に起因する第三者への補償、配水管の補修等の対応が必要となつた場合	更新後1年（運営権者の故意又は重過失に起因する場合は10年）以内	○	・運営権者は配水管の維持保全業務の責任を負わないが、一定期間は瑕疵担保責任を負う。
	本事業開始当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となつた場合	上記期間を超過	○	※事業費変動リスク参照（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。）
技術の陳腐化		※事業費変動リスク参照（通常想定される事業費の増加は運営権者が負担。）		
本事業開始当初の技術は陳腐化していないものの、市の要請に基づき、新技術を導入する場合	○		・市の要請に基づくため、市が負担。	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		市	運営権者	
契約解除	予定どおり事業を継続することができた場合に比べ、契約解除することにより運営権者に追加費用や損害が発生	市の事由による契約解除	○	
		運営権者の事由による契約解除	○	
		不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除	○	・双方に帰責性のない場合は双方に生じた損害を各自が負担するとの考え方により、運営権者に生じた追加費用や損害は運営権者が負担。

※本表において、「市」は「市水道局」をさす。